・提案する構造形式（本体構造のうち橋梁範囲）による鋼橋における工場製作（歩道橋を除く。）
・提案する架設工法（本体構造のうち橋梁範囲）による鋼橋工事（歩道橋を除く。）

イ　特定ＪＶの代表者以外の構成員及び上記アの実績を有しない異工種ＪＶの構成員については、以下に掲げる２つの要件のうち、どちらか１つの要件を満たす工事を完工した実績を有すること。
・提案する構造形式（本体構造のうち橋梁範囲）による鋼橋における工場製作（歩道橋を除く。）
・提案する架設工法（本体構造のうち橋梁範囲）による鋼橋工事（歩道橋を除く。）

③　プレストレストコンクリート橋工事を施工する者

ⅰ）首都高速道路株式会社における「プレストレストコンクリート橋工事」に係る平成25・26年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,150点以上であること。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「プレストレストコンクリート橋工事」に係る平成25・26年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,150点以上であること。

ⅱ）平成11年度以降に、以下に掲げる工事の実績（元請に限る。）を有すること。ただし、本体構造のうち橋梁範囲において、プレストレストコンクリート橋工事に係る技術提案を行わない場合は以下に掲げる工事の実績は必要としない。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。異工種ＪＶとしての実績は、協定書上の分担工事の実績のみ工事の実績として認める。

ア　単体又は特定ＪＶの代表者若しくは異工種ＪＶの構成員のうち少なくとも１者は、以下に掲げる２つの要件を満たす工事を完工した実績を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。
・提案する構造形式（本体構造のうち橋梁範囲）によるプレストレストコンクリート橋工事（歩道橋を除く。）
・提案する架設工法（本体構造のうち橋梁範囲）によるプレストレストコンクリート橋工事（歩道橋を除く。）

イ　特定ＪＶの代表者以外の構成員及び上記アの実績を有しない異工種ＪＶの構成員については、以下に掲げる２つの要件のうち、どちらか１つの要件を満たす工事を完工した実績を有すること。
・提案する構造形式（本体構造のうち橋梁範囲）によるプレストレストコンクリート橋工事（歩道橋を除く。）
・提案する架設工法（本体構造のうち橋梁範囲）によるプレストレストコンクリート橋工事（歩道橋を除く。）

⑶　現場代理人及び統括技術者（異工種ＪＶに限る。）並びに次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者、設計管理技術者、設計担当技術者及び設計照査技術者（以下「配置予定技術者」という。）を契約締結日の翌日までに配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は必要な期間に本工事に専任で配置できること。配置の必要な期間は、契約締結後の実際の施工期間とする。

異工種ＪＶの場合に限り、全体の工程管理、異なる工事種別の工事（以下「各工事」という。）間の工事調整等を行う統括技術者を、現場着手から工事完了まで本工事に専任で配置すること。

設計管理技術者は、設計における全体の工程管理、各工事間の調整等を行うこと。

工事の中断、休止により、担当する主任技術者又は監理技術者を再度配置する場合は、工事の中断、休止前に配置した技術者を配置することを原則とする。

なお、現場着手は平成28年２月１日（月）を予定している。

①　土木工事を担当する主任技術者又は監理技術者は、以下のア～ウのいずれか及びエに該当する者であること。

ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の３の規定による技術検定のうち、１級土木施工管理に関する検定種目に合格した者（以下「１級土木施工管理技士」という。）

イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第11条の規定による第二次試験のうち、［建設部門（土質及び基礎）］又は［総合技術監理部門（建設―土質及び基礎）］に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者

ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

エ　平成11年度以降に以下に掲げる２つの要件のうち、どちらか１つの要件を満たす工事を単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）を有すること。ただし、本体構造のうち橋梁範囲において、土木工事に係る技術提案を行わない場合は施工実績は必要としない。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種ＪＶとしての実績は、協定書上の分担工事の実績のみ工事の実績として認める。
・提案する構造形式（本体構造のうち橋梁範囲）による土木工事（歩道橋を除く。）
・提案する施工法（本体構造のうち橋梁範囲）による土木工事（歩道橋を除く。）

②　鋼橋工事を担当する主任技術者又は監理技術者は、以下のア～ウのいずれか及びエに該当する者であること。

ア　１級土木施工管理技士

イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第11条の規定による第二次試験のうち、［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］又は［総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）］に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者（以下「［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］又は［総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）］」という。）

ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

エ　平成11年度以降に以下に掲げる２つの要件のうち、どちらか１つの要件を満たす工事を単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）を有すること。ただし、本体構造のうち橋梁範囲において、鋼橋工事に係る技術提案を行わない場合は施工実績は必要としない。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種ＪＶとしての実績は、協定書上の分担工事の実績のみ工事の実績として認める。
・提案する構造形式（本体構造のうち橋梁範囲）による鋼橋工事（歩道橋を除く。）
・提案する架設工法（本体構造のうち橋梁範囲）による鋼橋工事（歩道橋を除く。）

③　プレストレストコンクリート橋工事を担当する主任技術者又は監理技術者は、以下のア～ウのいずれか及びエに該当する者であること。

ア　１級土木施工管理技士

イ　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］又は技術士［総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）］

ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

エ　平成11年度以降に以下に掲げる２つの要件のうち、どちらか１つの要件を満たす工事を単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）を有すること。ただし、本体構造のうち橋梁範囲において、プレストレストコンクリート橋工事に係る技術提案を行わない場合は施工実績は必要としない。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種ＪＶとしての実績は、協定書上の分担工事の実績のみ工事の実績として認める。